

三浦市下水道条例の一部を改正する条例

三浦市下水道条例（平成9年三浦市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第16条関係）

基本使用料

区分	金額（10立方メートル以下の分）
一般汚水	1,218円
業務等汚水	2,437円
公衆浴場等汚水	129円

従量使用料

区分	汚水排除量	金額（1立方メートルにつき）
一般汚水 及び業務等汚水	10立方メートルを超える 20立方メートル以下の分	200円
	20立方メートルを超える 30立方メートル以下の分	229円
	30立方メートルを超える 40立方メートル以下の分	273円
	40立方メートルを超える 50立方メートル以下の分	314円
	50立方メートルを超える 100立方メートル以下の分	372円
	100立方メートルを超える 200立方メートル以下の分	401円
	200立方メートルを超える 300立方メートル以下の分	430円
	300立方メートルを超える分	459円
	10立方メートルを超える分	12円

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和8年7月1日（以下「施行日」という。）から施行す

る。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、施行日以後の公共下水道の使用に係る使用料について適用し、施行日前の公共下水道の使用に係る使用料については、なお従前の例による。この場合において、施行日前から引き続き継続する公共下水道の使用に係る使用料であって、施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定するものの額については、各日において使用者が排除した汚水の量を均等とみなし、日割りで算定するものとする。